

改修項目および関連事項記載表（統合版）

項目番号：(2)
改修の具体案（概要）
<ul style="list-style-type: none"> 特定健診の入力最大値・最小値の範囲が定められている項目（別紙 8-2）について、測定値が項目毎に指定された入力最大値・最小値の範囲（以下、入力許容範囲）を超えた場合、測定値は実測値ではなく「H」または「L」を示すコード値として表現すると定めているが、2013年4月1日（平成25年4月1日）以降の特定健診より、実測値を必須化し、測定値が入力許容範囲外の場合も実測値を記入する。 本ルール適用は報告日では無く、健診受診日を基準とする。 <ul style="list-style-type: none"> 2013年4月1日以降に、2013年3月31日以前に実施された健診データを報告する場合は、旧ルールの記載が良い。（月遅れ請求対策） 入力範囲外の際は、数値（PQ）型とコード（CD）型を両方出現させなければならない。 コード（CD）型を出現させるときは、数値（PQ）型の Value が入力範囲外の値でなければならない。
<pre> graph TD A{入力範囲外か?} -- N --> B[Type: PQ型 11.11.1 11.11.2~11.11.3出力] A -- Y --> C[Type: CD型 11.11.1 11.11.5~11.11.8出力] C --> D[Type: PQ型 11.11.1 11.11.2~11.11.3出力] </pre>
<ul style="list-style-type: none"> HL が出現している場合においても値が存在しているとみなして、階層化への利用（評価対象者化）、受診者数へのカウントが可能であることを明記する。
返戻ルール（案）等に関する意見
<ul style="list-style-type: none"> 「電子的な標準様式の仕様に関する資料」-「付属資料2. XML 用特定健診項目情報」の「XML データ型」が” PQ” である定量値で表現される検査項目であり、入力上限下限が設定されている項目を対象とする。 報告日が平成25年4月1日以降から有効となるが、健診受診日に基づいて二通りの運用を行う。

【平成 25 年 4 月 1 日以降の健診受診日分】

＜検査結果が定量値で表現できる項目について＞

1. 結果（測定値）の存在チェック
 - ・ 結果（測定値）が存在しない場合は返戻。
 - ・ 結果（測定値）が 2 つ以上存在する場合は返戻。
 - ・ 結果（コード）が 2 つ以上存在する場合は返戻。
2. 妥当性チェック（その 1：入力範囲内のチェック）

結果（測定値）が入力範囲内のとき

 - ・ 結果（コード）が存在する場合は返戻。
3. 妥当性チェック（その 2：入力範囲外のチェック）

結果（測定値）が入力範囲外のとき

 - ・ 結果（コード）が存在しない場合は返戻。
 - ・ 入力範囲の上限を超える場合、結果（コード）が「H」以外なら返戻。
 - ・ 入力範囲の下限に満たない場合、結果（コード）が「L」以外なら返戻。

【平成 25 年 3 月 31 日以前の健診受診日分】

- ・ H、L と実測値が設定されていた場合、返戻。
- ・ H、L のみ設定されていた場合、正当。
- ・ 実測値のみ設定されていた場合、正当。

仕様解説書における変更事項

解説書名、頁、行番号	具体的な記載案等
特定健診情報ファイル仕様	3.3.2.2 テキスト部（説明ブロック）仕様 説明文に測定値に加え[H][L]を出現させることを明記 表 16 text() の説明を変更 XML サンプルに記載を追記 3.3.2.3.2 表 18 11.11 observation/value の多重度を 2 に変更 3.3.2.3.3 測定値が入力範囲上限・下限に達した場合 項番名称変更 説明文、フローチャート追記 表 19 数値型出現に関する行を追加 表現範囲を超えた場合の記載を追加 XML サンプルを新ルールに基づく内容に変更 保健指導レベル判定に利用可能であることを明記

<p>特定健診情報ファイル (支払基金への実績報告用) 仕様説明書</p>	<p>3.3.2.2 テキスト部(説明ブロック)仕様 説明文に測定値に加え[H][L]を出現させることを明記 表16 text() の説明を変更 XMLサンプルに記載を追記</p> <p>3.3.2.3.2 表18 11.11 observation/value の多重度を0..2に変更</p> <p>3.3.2.3.3 測定値が入力範囲上限・下限に達した場合 項番名称変更 説明文、フローチャート追記 表19 数値型出現に関する行を追加 表現範囲を超えた場合の記載を追記 XMLサンプルを新ルールに基づく内容に変更 保健指導レベル判定に利用可能であることを明記</p>
<p>手引きにおける変更事項 (各団体から指摘されている箇所)</p>	
<p>頁、行番号</p>	<p>具体的な記載案等</p>
<p>P12:2-1-1、脚注*2</p>	
	<p>HbA1c や HL 表記についても記載する等、脚注内容を見直す必要あり</p>
<p>P21:2-3-1、脚注*1</p>	
	<p>HbA1c や HL 表記についても記載する等、脚注内容を見直す必要あり</p>
<p>P26:2-4-2①②③</p>	
	<p>⇒XML で保険者が受け取り、結果通知表も作成する場合、実測値が入ること。 通知表は、基準範囲外である場合、「H、L」と実測値を併記することが望ましい。※通知表例は、国より示してほしい</p>
<p>P146:8-3-2</p>	
	<p>実測値が入られることも、第2期からの業務要件とする。</p>
	<p>(修正前) ○ 上限値・下限値が設定されている項目においては、値が範囲内であること (修正後) ○ 上限値・下限値が設定されている項目においては、値が範囲内であること。なお、上限値・下限値外である場合、「H、L」と実測値の両方が格納されていること。</p>
	<p>P145:8-3-2へ変更</p>

	点線内「○上限値・下限値が設定されている項目においては、値が範囲内であること。また、値が範囲外の場合は、H/Lに加え実測値も標記していること。」へ変更。
	P145:8-3-2 「●以下に示す事務点検を確実に実施すること」の下の囲み内に「○実測値が設定されている項目においては値が格納されていること」を追加する。
政省令、通知等における変更事項（各団体から指摘されている箇所）	
名称等、条項番号等	具体的な記載案等
保発 710003 号	仕様書の変更のみで、通知における別表は変更の必要無し
他	本当に影響ないか要注意
Q & A 等からの反映事項（各団体から出されている意見）	
Q & A 区分、番号	具体的な反映すべき事項案等
1-①-21	書き方が曖昧。
1-④-2,3,18,19,20	整合性が取れていない。
1-⑥-17,21	（記載案削除）
4-②-7,15	H/L だけで実測値がなければ、補助金の対象外。
5-①-38	H/L だけでなく実測値を入れなければ、第 2 期からは委託基準から外れていただく。
5-②-31	H/L だけで実測値がなければ、第 2 期からは契約不履行となる。
6-④-1	H/L だけでなく、実測値も入れる。